

目的 問題のある住宅を取得したのは「信用ある業者」を選択しなかったためである、と相談に当る行政は言う。だが消費者はどのようなようにして「信用ある業者」を確かめたのか、これに関する確かな情報の入手は非常に困難であり、良い業者（職人）に当るかどうかは、くじを引くようなものであり、その危険はすべて消費者の負担となつてゐる。これをどう改善しゆくのか、これが本研究の目的である。

方法 問題の所在を分析→改善・方策の策出→業者の事情を熟知している方々にアンケート→方策のとりまとめ。主たる問題＝①信用というこの内容が不明確②経営的信用と技術的信用は必ずしも一致しない③下請依存という場合、技術的信用の保証がむづかしい④景気変動に左右されやすいので「明日の信用」を言ひにくい⑤前近代的な経営では品質のバラツキが出る⑥役所中立論。

結論 「信用」のとりえが問題がある。受け身的にとらえると何もできなくなる。信用の機構をつくりおけるという基本視点が重要である。主たる方策＝①問題をおこす業者の締め出し（トラブル件数、トラブル内容、点検内容の記録をしいとする）②良い業者の組織化と先の組織育成、(例)「B, B&C, B」の発足。「B, B&C, B」への加入は既会員の推せん、実績表、品質管理（抜き取り検査）住宅に製造業者名、建築士、技能者名をのける、連絡保証、無過失責任制。業者のメリット＝①信用表示、②公共公事の発注③制度助成。消費者のメリット＝①確実な工事②危険負担の除去③無過失責任保障④進んば技術の恩恵。その他。行政は上述した観点で具体化をはかるべきである。